

安倍政権が強行する辺野古新基地建設の即時中止することを求める決議

- 1 安倍政権は、2017年4月25日、名護市辺野古沖の米軍新基地建設に関し、岩礁破碎許可の更新申請をせずに護岸工事に着手した。岩礁破碎許可は3月31日に既に切れており、政府も許可の更新を必要としてきた。ところが政府は、名護漁協が工事海域の漁業権を放棄したので同許可は不要であると態度を豹変させ、護岸工事に踏み切った。辺野古新基地建設を強行する安倍政権のなりふり構わない姿勢が、いよいよ明らかになった。
- 2 辺野古新基地建設は、老朽化した普天間基地に代え新たな米軍の戦略的拠点＝新基地を建設するものである。即ち、日米両政府は、日米安保条約の下、日米同盟を強化することにより東アジアにおけるアメリカ軍事的覇権を維持しようとするもので、その為の在日米軍基地の機能強化、戦争法（安全保障法制）の具体化する上で、辺野古新基地は不可欠な要素となるものである。しかし、この基地建設は、東アジアの緊張を高め、国際平和に逆行するばかりか、この国とこの国の人々を軍事的緊張、ひいては戦争の危険にさらす愚行であり断じて許されるものではない。
- 3 翁長沖縄県知事は、新基地建設を阻止するために全力を尽くすとし、護岸工事の着手に対しても、あらゆる法的手段を駆使して対処することを表明している。また、圧倒的多数の県民は、普天間基地の県外・国外移設や即時撤去を求めるとともに、辺野古新基地建設に反対している。安倍政権の基地建設強行は、この県民の意向を無視し民意と地方自治を踏みにじるばかりか、県民の生存や権利を脅かし、貴重な自然環境を破壊する暴挙である。
- 4 自由法曹団は、安倍政権が強行する辺野古新基地建設に反対し、沖縄県民の新基地建設反対のたたかいを全力で支援するとともに、沖縄県民と連帯して、沖縄の民意の尊重と新基地建設の即時中止を強く求めるものである。
また、自由法曹団は、翁長知事が埋立承認の撤回や差し止め訴訟などの法的手段を選択した場合には、翁長知事の行動を強く支持し、共にたたかうことを表明するものである。

2017年5月22日

自由法曹団

2017年群馬・磯部5月研究討論集会